継続的業務委託に関する契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という。）とは、以下の各条項を内容とした継続的業務委託に関する契約を締結した。

第1条（契約の骨子）

1　甲は、乙に対し、下記の業務（以下「委託業務」という。複数選択も可とする。）を委託し、甲はこれを受託する。本契約に基づき甲がなすべき委託業務の具体的な内容及び条件は、乙から甲に対する個別の発注（口頭、書面又は電子メール等その形式は問わないものとする）に対し甲が承諾することにより決定するものとする。なお、甲は乙の指示に基づき適宜委託業務の進捗を報告するものとする。

□ プランナー業務（アシスタント含む）	□ 装花（婚礼当日の会場内装花）	□ ヘアメイク
□ 司会・司式	□ 着付け	□ [illegible]
□ 写真・ビデオ（当日撮影）	□ 写真・ビデオ（当日撮影以外の製造物）	□ [illegible]

2　甲は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務をもうものとし、甲の責に帰すべき事由により乙が顧客に対して委託業務の前提となる発注をした顧客」（以下、「顧客」という。）又は第三者との間で紛争が生じた場合には、甲は乙と協働して、誠意をもってこの解決に努めるものとし、またそれにより乙に損害が発生した場合には、乙の請求に従い[illegible]委託業務中に発生した事故等は、乙の責に帰すべき場合を除き、甲の責任と負担で対応する。

3　委託業務に[illegible]見積書又は電子メールでのやりとり等記録を残す方法によって甲乙間で協議し、決定するものとする。

4　[illegible]本契約有効期間中に個別の委託業務の発注を何ら保証するものではない。

第2条（甲の遵守事項）

1　甲が委託業務を提供するに際しては、乙及び委託業務を提供する施設の信用・名誉を害することのないよう最大限留意し、また当該施設に利用規約等[illegible]合にはその内容を遵守する義務を負う。

2　委託業務が「プランナー業務」に限り、甲は、委託業務の提供に際して知り得た婚礼施設より委託業務又はそれと類似[illegible]ならず、また打診を受けた場合には、乙を介すよう依頼するか、又は受託できない旨を回答するとともに、直ちに打診があった事[illegible]する義務を負う。

3　甲は、乙から競業他社との取引の有無又は実態について報告を求めた場合[illegible]速かつ偽りなく報告する義務を負う。

第3条（成果物の権利関係）

1　予め想定されていたか否かを問わず、甲[illegible]成果物[illegible]場合には、甲は乙の指示に沿って乙又は顧客に引渡す。

2　成果物[illegible]作権[illegible]権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報[illegible]作権[illegible]著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下本契約において同じ。）は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡[illegible]同時[illegible]移転する。また、甲は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作者人格権を乙に対して一切行使しない。

3　委託業務が写真又は映像の撮影である場合には、甲は撮影データを撮影日から1年間保管しておく義務を負う。

第4条（契約内容変更の方法）

本契約の内容を締結後に変更する場合は、別途乙が指定する方法で所要の手続きを行うものとする。

第5条（交通費等の負担）

甲は、原則として委託業務に関連して発生した交通費及び顧客等との打ち合わせで支払[illegible]料飲[illegible]の精算を求めることができ[illegible]ものとする。但し、遠方での役務提供等の事情があり、予め甲乙間で特別の合意があった場合はこの限り[illegible]

第6条（決済方法）

1　甲は毎月末に当月[illegible]務が[illegible]額[illegible]日までに届くよう乙に請求書を送付する。

2　乙は前項の請求[illegible]の金[illegible]までに、[illegible]書記載の甲の金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。振込手数料は乙が負担する。

3　甲の請求が本条第1項に定[illegible]期[illegible]でなされた場合は、乙は期限経過に伴う合理的な範囲で支払い時期を遅らせることができる。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は本契約成立の日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれかにより書面による延長拒否の申し出がなければ、さらに[illegible]間これを延長するものとし、以降も同様とする。

第8条（契約の解除）

1　乙は契約期間内においても、いつでも本契約を解除することができる。

2　甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生[illegible]（[illegible]所による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分が[illegible]務[illegible]より[illegible]営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の[illegible]あっ[illegible]週[illegible]前[illegible]約を解除することができる。

3　前2項の定めにかかわらず、[illegible]手方が[illegible]る反[illegible]的勢力と関[illegible]を有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限[illegible]損[illegible]償請求権を失うものとする。

第9条（債権譲渡及び第三者委託の原[illegible]）

1　甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。

2　甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。但し、やむを得ない理由により自ら委託業務を提供できない[illegible]直ちに代理を選任し、乙に承諾を求めるものとする。

第10条（委託業務をキャンセルした場合の取り扱い）

1　乙は、対象婚礼の中止に伴い個別契約[illegible]に際[illegible]に[illegible]選択[illegible]づく解約料を支払うものとする。該当する基準が選択されていない場合は、Aの基準を適用するものと[illegible]から[illegible]支払[illegible]は、顧客から[illegible]へ所定の解約料全額が支払われた時点で生じるものとする。

□【A. [illegible]打ち合わせがない商品・サービス[illegible]】		□【B. 事前打ち合わせがある商品・サービスの場合】	
[illegible]約	[illegible]定日の14日前から8日前までの解約 対象業務委託料（税別）の●%	事前打ち合わせ開始後の解約	対象業務委託料（税別）の●%
[illegible]	[illegible]定日の7日前から前日までの解約 同●%	対象婚礼施行予定日の7日前から前日までの解約	同●%
対象婚礼施行予定日当日の解約	同100%	対象婚礼施行予定日当日の解約	同100%

□【C. 婚礼施行日後に成果物の納品のある商品・サービスの場合】		□【D. 婚礼施行日より前に提供[illegible]商品[illegible]場合】	
事前打ち合わせ開始後から対象婚礼施行前日までの解約	対象業務委託料（税別）の●%	発注後から準[illegible]て[illegible]	対象業務委託料（税別）の●%
対象婚礼施行当日から商品納品予定日前日までの解約	同●	[illegible]手[illegible]提供[illegible]前[illegible]での解約	同●%
商品納品予定日当日の解約	[illegible]00%	[illegible]予[illegible]日[illegible]	同100%

2　対象婚礼の中止原因が、天災地変、火災、伝染病や感染症[illegible]によるものであり、かつ、乙が顧客から解約料を回収できない場合に限り、乙は前項規定の解[illegible]の支[illegible]わないものとする。

（[illegible]）

甲[illegible]別に定め[illegible]他、本契約に関連して乙に損害を与えた場合には、逸失利益及び機会損失ならびに間接的、付随的、派生的損害その他一切の損害を賠償する義務を[illegible]但し、甲が不可抗力（甲に一切の過失がなく、かつ他に代替手段が存在しないことを乙が認めた場合に限る）により本契約の義務を履行できない場合は免責される。

[illegible]条（機密事項）

1　甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書[illegible]る形[illegible]し[illegible]開示又は本契約の目的以外に利用してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっ[illegible]は[illegible]ご[illegible]現[illegible]得[illegible]もの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公[illegible]もの、[illegible]は[illegible]権[illegible]ある[illegible]者[illegible]秘[illegible]義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、[illegible]秘密[illegible]な書[illegible]認められた[illegible]本条が適用される秘密情報から除外する。

2　甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司[illegible]に伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができ[illegible]開示した場合には直ちに相[illegible]の旨通知しなければならない。

3　甲[illegible]の場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を[illegible]を[illegible]又[illegible]廃[illegible]務を負う。

[illegible]条（[illegible]の取扱い）

甲及び[illegible]相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的[illegible]理方法[illegible]求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第14条（残存条項）

本契約終了後も第3条、第5条、第6条、第9条、第11条から第15条まで[illegible]残存する。

第15条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、乙所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判[illegible]合[illegible]急管轄裁判所とする。

第16条（特約条項）

本契約締結に際し[illegible]まで[illegible]約[illegible]合意がある場合は下記の通りとし、下記の記載が優先されるものとする。

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、[illegible]又は記名[illegible]の上[illegible]し[illegible]通[illegible]保[illegible]印紙税等発生する費用の負担は折半する。

年　　月　　日

甲）

乙）

Sample